

# 後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されました

■問合せ 国保年金課高齢者医療係 ☎029-885-0340 内116・117

このたび、茨城県後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者医療制度の令和2年度および令和3年度の保険料率等が改定されましたのでお知らせします。

## 令和2年度・令和3年度の保険料率等

後期高齢者医療制度の保険料率等は2年ごとに改定することになっており、被保険者の増加や医療の高度化による医療費増が今後見込まれることから、保険料率等の引き上げを行わざるを得なくなりました。被保険者の皆様には、ご負担をおかけしますが何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この保険料率等に基づく令和2年度の保険料額は、普通徴収（納付書等での納付）の方については7月中旬頃に、特別徴収（年金からの天引き）の方については8月中旬頃に通知する予定です。

		令和2・3年度	平成30・令和元年度
保 険 料	均等割額	46,000円	39,500円
	所得割率	8.50%	8.00%
保険料の賦課限度額（上限額）		64万円	62万円

## 個人ごとの保険料の決め方

後期高齢者医療制度の保険料は、すべての加入者（被保険者）にかかり、被保険者全員が等しく負担する均等割額と、被保険者の所得に応じて負担する所得割額の合計になります。なお、賦課限度額が設けられていますので、どんなに所得が高い方でも保険料の年額は64万円となります。また、年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割で保険料額が計算されます。

1年間の保険料額  
(100円未満切捨て)

=

均等割額  
46,000円

+

所得割額  
(総所得金額等－基礎控除33万円)×8.50%

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は収入に含みません。

## 令和2年度・令和3年度の保険料の軽減について

【均等割額の軽減】世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等の合計額が次の場合	軽減割合	軽減後の均等割額
① 33万円以下 (②を除く)	7.75割	10,350円
② 33万円以下で、かつ 被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)	7割	13,800円
③ 33万円＋「28.5万円×世帯の被保険者数」以下	5割	23,000円
④ 33万円＋「52万円×世帯の被保険者数」以下	2割	36,800円

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は120万円）を差引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差引いて判定します。

【軽減特例の段階的見直しについて】上記①、②については平成30年度まで特例措置により9割または8.5割軽減でしたが、世代間の公平を図る観点等をふまえ、段階的に制度本来の仕組みである7割軽減に戻ることとなりました。

軽減の基準	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
上記①の場合	8.5割軽減	8.5割軽減	7.75割軽減	7割軽減
上記②の場合	9割軽減	8割軽減	7割軽減	7割軽減

保険料の計算についての問合せは、茨城県後期高齢者医療広域連合事業課（☎029-309-1213）にお問い合わせください。